

静岡県人事委員会は、単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

### 静岡県人事委員会規則7-1318

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-632）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(やむを得ない事情)</p> <p><b>第2条</b> 給与条例第11条の5第1項、教職員給与条例第12条の5第1項及び警察職員給与条例第11条の10第1項（以下「給与条例第11条の5第1項等」という。）の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(権衡職員の範囲等)</p> <p><b>第5条</b> 給与条例第11条の5第3項の同条第1項、教職員給与条例第12条の5第3項の同条第1項及び警察職員給与条例第11条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>国又は他の地方公共団体の職員等であった者から引き続き給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例（以下「給与条例</u></p>	<p>(やむを得ない事情)</p> <p><b>第2条</b> 給与条例第11条の5第1項、教職員給与条例第12条の5第1項及び警察職員給与条例第11条の10第1項（以下「給与条例第11条の5第1項等」という。）の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 配偶者<u>（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(権衡職員の範囲等)</p> <p><b>第5条</b> <u>給与条例第11条の5第3項、教職員給与条例第12条の5第3項及び警察職員給与条例第11条の10第3項の規定による人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とし、給与条例第11条の5第3項の同条第1項、教職員給与条例第12条の5第3項の同条第1項及び警察職員給与条例第11条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p>

等」という。)の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により給与条例等の適用を受ける職員となった者に限る。）

- (2) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。

以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（法第28条の6第1項の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ （略）

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用をされたこと。

エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員として在職した後引き続いて職員として採用されたこと。

- (1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア （略）

オ (略)

(3)～(8) (略)

(9) 第3号から第8号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国又は他の地方公共団体の職員等であった者から引き続き給与条例等の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により給与条例等の適用を受ける職員となった者に限る。)

(10) (略)

(届出)

第7条 (略)

2 (略)

(確認及び決定)

第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第11条の5第1項又は第3項等の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第11条の5第1項又は第3項等の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が給与条

イ (略)

(2)～(7) (略)

(8) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い又は事由の発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由の発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(9) (略)

(届出)

第7条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に関わらず、任命権者において配偶者等との別居の状況を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出をしない。

(確認及び決定)

第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第11条の5第1項又は第3項等の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第11条の5第1項又は第3項等の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が給与条

例第11条の5第1項又は第3項等に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 (略)

例第11条の5第1項又は第3項等に規定する要件を欠くに至った日 (人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日) の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第5条第1項第8号の規定は、この規則の施行の前日に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。